

## IV 計画の推進に向けて

### 1 計画の進行管理

計画の実効性を高めるためには、施策の成果を客観的に評価し、取組や手法を改善していくことが求められます。

このことから、本計画では、計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）という、いわゆる PDCA サイクルによる進行管理を行います。

具体的には、行政評価を活用し、重点施策ごとに設定した成果指標の実績や各施策のもとで実施する事業の取組状況等を評価・検証します。また、社会情勢の変化を踏まえつつ、ウェルビーイング指標を用いた評価手法や、地域経済に関するデータ等も活用することで、より高い成果を上げるための改善策を講じることで、計画を着実に推進します。

### 2 計画の推進体制

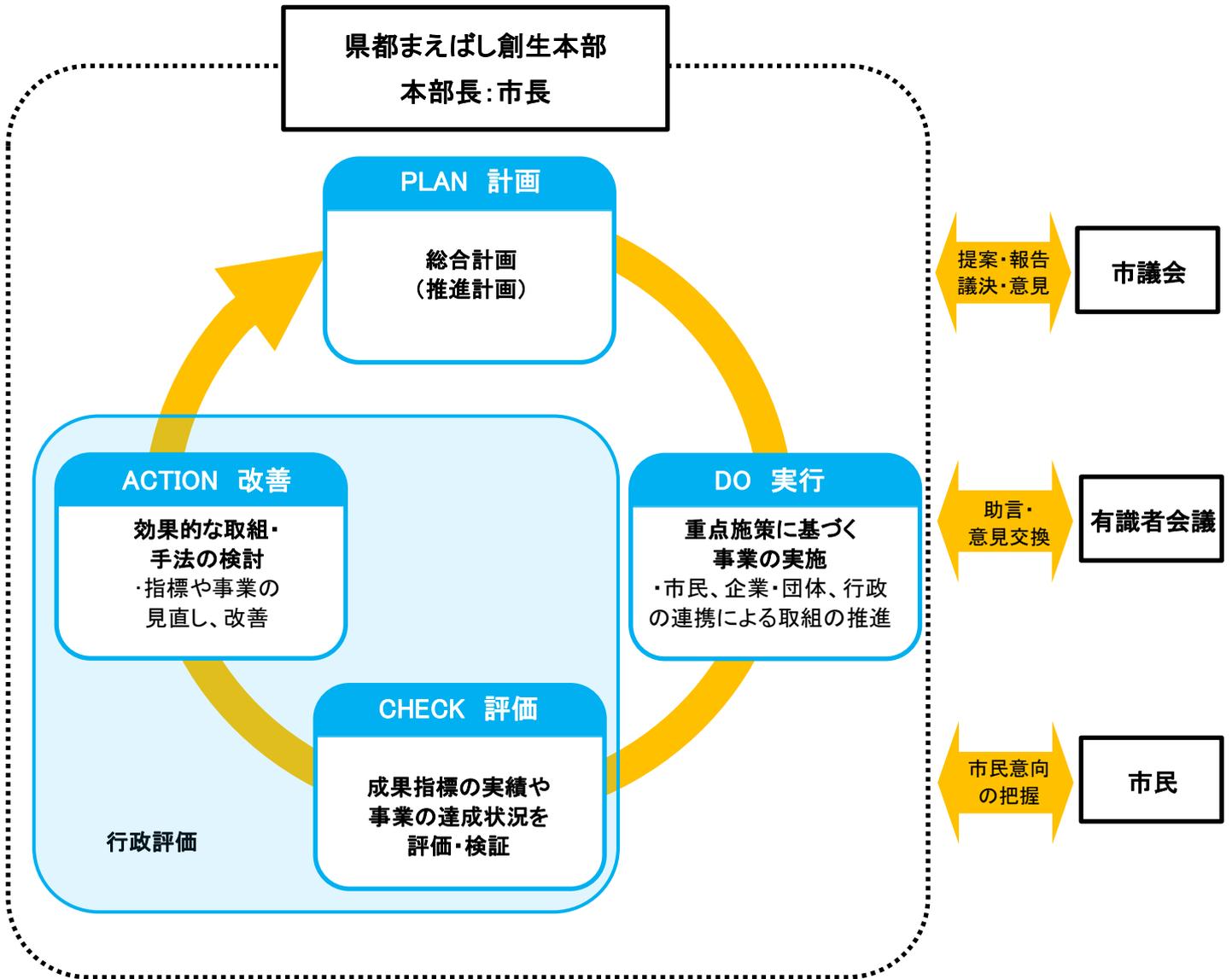
本市では、「県都まえばし創生本部」を設置し、地方創生・人口減少対策に関する庁内横断的な取組や第七次前橋市総合計画の策定について議論をしてきました。

引き続き、この推進体制のもと、政策方針に掲げる将来都市像の実現に向けて、本計画の積極的な推進を図ります。

### 3 新しい価値の創造都市推進プロジェクト

総合計画に位置付けられた取組のうち、関連性が高い取組同士については、部局横断的なプロジェクト体制のもとで取組を推進することで、施策間・事業間連携を促進し、より効果的・効率的な計画推進を図ります。

＜PDCA サイクルによる進行管理と推進体制のイメージ図＞



## 県都まえばし創生本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市の少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、県都まえばし創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第七次前橋市総合計画に関すること
- (2) 県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）に関すること
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

### (組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、創生本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務の推進に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

### (会議)

第5条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (有識者会議)

第6条 本部長は、所掌事務の推進にあたり、創生本部への助言及び意見交換を行うための有識者会議を設置する。

- 2 有識者会議は、地方創生について優れた識見を有する者をもって構成する。

### (下部組織)

第7条 本部長は、創生本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて創生本部の下部組織として専門部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

### (庶務)

第8条 創生本部の庶務は、未来創造部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月27日から施行する。

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、未来創造部長、デジタル政策担当部長、財務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、こども未来部長、健康部長、環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育次長、指導担当次長、水道局長、消防局長
--

## 県都まえばし創生本部有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 本市における人口減少問題の解決を目指し、県都まえばし創生本部への助言及び意見交換を行うため、県都まえばし創生本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議の所掌は、次に掲げる事項についての助言及び意見交換に関することとする。

- (1) 第七次前橋市総合計画に関すること
- (2) 県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）に関すること
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、地方創生について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長等)

第5条 有識者会議に座長を置き、市長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理するものとする。

### (会議)

第6条 有識者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、未来創造部政策推進課において処理するものとする。

### (報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償を支給することができる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 県都まえばし創生本部 有識者会議委員 名簿

	団体名	職名	委員氏名
1	国立大学法人 群馬大学	情報学部教授	石川 真一
2	前橋商工会議所	専務理事	稲田 貴宣
3	前橋市国際交流協会	在住外国人支援 部会委員	江口 安美
4	学校法人共愛学園 共愛学園前橋国際大学	学長	大森 昭生
5	社会福祉法人 すてっぷ	理事長	坂柳 幸子
6	公益社団法人 群馬県看護協会	専務理事	清水 奈保
7	前橋市私立保育園・認定こども園長 連絡協議会	会長	田中 章宏
8	一般社団法人 前橋まちなかエージェンシー	代表理事	橋本 薫
9	前橋市男女共同参画審議会	会長	前田 由美子
10	前橋市都市計画審議会	委員	眞庭 宣幸
11	(株)日本政策金融公庫 前橋支店	支店長	森下 勝弘
12	農業生産法人 有限会社ヤバタファーム	取締役	矢端 晴美
13	一般社団法人 コード・フォー・ジャパン	コンサルタント	山形 巧哉
14	前橋の地域若者会議	委員	横田 奈穂

※令和7年3月末時点